

平成21年5月25日 制定  
平成26年4月 1日 改定  
令和元年8月 1日 改定  
令和3年3月23日 改定

株式会社 建築住宅センター

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査料金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、株式会社 建築住宅センター(以下「センター」という。)が実施する長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下「法」という。第6条第1項に定める認定基準(法第6条第1項第3号を除く。)への適合に係る技術的審査(以下「技術的審査」という。)の料金について必要な事項を定める。

(技術的審査料金)

第2条 技術的審査料金の額は、別表第1に掲げる額とする。

2 センターからの適合証の交付を受けた長期優良住宅建築等計画を変更する場合に係る技術的審査料金の額は、別表第1に掲げる額に2分の1を乗じた額とする。

ただし、センター以外の者から適合証が交付された計画について、その計画の変更をしようとするものに係る技術的審査料金は、新たに当該計画に係る技術的審査の依頼を受けたものとして別表第1に掲げる額とする。

(技術的審査料金の減額)

第3条 技術的審査の依頼を次に掲げる申請と併せて行う場合は、当該技術的審査料金の額は減額できることとする。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「建築基準法」という。)第6条の2第1項の確認を併せて行う場合の額は、別表第2に掲げる額とする。
- (2) 建築基準法第68条の10第1項の型式適合認定及び建築基準法第68条の11第1項の型式部材等製造者認証に適合する建築材料を用いる建築物の確認を併せて行う場合の額は、別表第3に掲げる額とする。
- (3) 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成12年建設省令第20号)第3条第1項に規定する設計住宅性能評価を併せて行う場合の額は、別表第4に掲げる額とする。

(再交付)

第4条 適合証記載事項のうち、技術的審査が不要な事項の変更等により適合証を再交付するときの料金は、1通につき990円(消費税込)とする。

(補足)

第5条 この規程に定めのない事項については、必要に応じ、センターと申請者の協議により定める。

(附則)

この技術的審査料金規程は令和元年10月1日より施行する。

この技術的審査料金規程は令和3年4月1日より施行する。

別表第1 技術的審査料金（第2条）（消費税込）

戸数	技術的審査料金（円）
1戸	41,800
2戸	66,000
3～5戸	92,070
6～10戸	154,990
11～25戸	314,160
26～50戸	576,070
51～100戸	995,170
101～200戸	1,843,710
201～300戸	2,671,350
300戸超	3,310,340

別表第2 技術的審査料金（第3条（1）確認申請同時）（消費税込）

戸数	技術的審査料金（円）
1戸	40,810
2戸	63,800
3～5戸	85,800
6～10戸	144,430
11～25戸	287,980
26～50戸	523,710
51～100戸	890,340
101～200戸	1,634,160
201～300戸	2,356,970
300戸超	2,891,240

別表第3 技術的審査料金（第3条（2）型式確認同時申請）（消費税込）

戸数	技術的審査料金（円）
1戸	33,440
2戸	52,250
3～5戸	73,260
6～10戸	123,530
11～20戸	251,350

※ 延べ床面積は、1,000㎡以内とする。

別表第4 技術的審査料金（第3条（3）性能評価同時）（消費税込）

戸数	技術的審査料金（円）
一般（戸建て）	6,160
（共同住宅等）	6,160 + 1,980 × 戸数
型式（戸建て）	6,160
（共同住宅等）	6,160 + 990 × 戸数

※ 上記料金は、建物用途が単一用途の場合とし、併用住宅、複合用途等の場合は、別途見積もりとする

※ 同時申請とは、時期に関係なくセンターに申請した場合とする。

※ 限界耐力計算等の特別な計算方法による場合は別途協議とする。

※ 確認申請手数料、設計住宅性能評価料金は別途必要とする。

※ 状況により、料金が改定になる場合があります。改定時には弊社 HP にてお知らせいたします。